

岡山県時短要請協力金(第2期)

営業時間短縮と酒類の提供を終日行わないことにご協力いただいた飲食店等に対して、協力金を支給します

支給要件

※全てを満たすこと

- 1 食品衛生法第52条に基づく飲食店または喫茶店の営業を行う店舗(テイクアウト、デリバリーを除く、カラオケボックス含む) (令和3年5月13日(木)以前から営業していること)
- 2 要請期間中の全ての日において、営業時間短縮と酒類の提供を終日行わず(利用者による酒類持ち込みを含む。)、要請に全面的に協力していること(遅くとも5月17日(月)から開始すること)
- 3 業種別ガイドライン等を遵守し、感染防止対策を徹底していること
- 4 飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備を提供している場合は、当該設備の利用を終日自粛すること
- 5 岡山県暴力団排除条例(平成22年岡山県条例第57号)に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと

支給額等

1店舗あたり

<中小企業等(売上高方式)>

前年度又は前々年度の1日あたりの売上高	1日あたりの支給額
8万3,333円以下 (年間:3,042万円以下)	2万5,000円
8万3,333円超~25万円未満 (年間:3,042万円超~9,125万円未満)	前年度又は前々年度の1日あたりの売上高の3割
25万円以上 (年間:9,125万円以上)	7万5,000円(上限額)

<大企業(売上高減少額方式)>

1日あたりの支給額:
前年度又は前々年度からの1日あたりの売上高減少額×4割
※上限額:20万円又は前年度もしくは前々年度の1日あたりの売上高×3割の低い額

※中小企業等も大企業の方式を選択可

申請方法

受付開始: 令和3年6月中旬予定

申請方法については、郵送及び電子申請により行います。
詳細が決定し次第、県ホームページに掲載します。



岡山県時短要請協力金HP

岡山県時短要請協力金



時短要請に伴う協力金の申請をされる方は、

- 店頭、「時短営業のお知らせ」(様式は県HPに掲載)を掲示し、協力いただいた内容が確認できる『写真を保存』しておいてください。
- 添付書類として、前年度又は前々年度の確定申告書等、売上高の確認に係る提出書類が必要になる場合があります。※必要書類は、確定次第改めて公表します。

相談窓口

岡山県 時短要請協力金 コールセンター

TEL 086—226—7968 受付時間 9:00~17:00

(土日・祝日は休み ※5月16日(日)までの土日祝日は受付)

